

令和2年11月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

令和2年11月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和2年11月20日（金） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎4階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第28号 新潟市公民館条例施行規則の一部改正について……………1</p> <p>議案第29号 新潟市教育委員会組織規則の一部改正について……………5</p> <p>議案第30号 令和2年11月議会臨時会の議案について……………8</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 令和2年度新潟市一般会計補正予算について……………8</p> <p>議案第31号 令和3年12月議会定例会の議案について……………10</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 令和2年度新潟市一般会計補正予算について……………10</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 新潟市小学校条例の一部改正について……………18</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 指定管理者の指定について……………21</p> <p>議案第32号 教職員の人事措置について……………当日配布</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人式の開催について……………1 ・いじめの対応について……………2 ・新潟市潟東ゆう学館・新潟市潟東地区公館の指定管理者の 指定について……………7 ・令和4年度 新潟県公立高等学校入学者選抜学力検査等の 実施期日について……………当日配布 <p>第4 次回日程</p> <p style="padding-left: 20px;">12月定例会 令和 2年12月25日（金）午後3時30分</p> <p style="padding-left: 20px;">1月定例会 令和 3年 1月15日（金）午後3時30分</p> <p style="padding-left: 20px;">2月定例会 令和 3年 2月 5日（金）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p>

付議事件

議案第 28 号

新潟市公民館条例施行規則の一部改正について

新潟市公民館条例施行規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 0 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市公民館条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

令和 2 年 9 月議会において、豊栄地区公民館の一部が北区役所新庁舎 3 階へ移転することに伴う新潟市公民館条例の一部改正を行った。

これに基づき関連する規則の改正を行うもの。

2 改正内容

別表中、豊栄地区公民館の利用時間に、区役所の会議室を公民館施設として貸し出す利用時間を加える。

3 施行期日

令和 3 年 2 月 1 日

新潟市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市公民館条例施行規則（平成 16 年新潟市教育委員会規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 のうち 1 の表新潟市豊栄地区公民館の項中

「

午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
-----------------------	-----------------------

を

」

「

午前 9 時から午後 9 時 30 分まで。ただし、301 会議室及び 302 会議室は、月曜日から金曜日までに限り、午後 6 時 30 分から午後 9 時 30 分までとする。	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
---	-----------------------

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

新潟市公民館条例施行規則(平成16年教育委員会規則第20号)新旧対照表

改正後（案）				現行				備考
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）				
1 公民館の休館日及び利用時間				1 公民館の休館日及び利用時間				
館名	休館日	利用時間		館名	休館日	利用時間		
		月曜日から土曜日まで	日曜日及び休日			月曜日から土曜日まで	日曜日及び休日	
新潟市中央公民館	第4月曜日（その日が休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、年末年始	午前9時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	新潟市中央公民館	第4月曜日（その日が休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、年末年始	午前9時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	
新潟市豊栄地区公民館	第1日曜日、年末年始	午前9時から午後9時30分まで。ただし、 <u>301会議室及び302会議室は、</u> <u>月曜日から金曜日までに限</u>	午前9時から午後9時30分まで	新潟市豊栄地区公民館	第1日曜日、年末年始	午前9時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	

		り、午後6時30 分から午後9 時30分までと する。	
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)

議案第 29 号

新潟市教育委員会組織規則の一部改正について

新潟市教育委員会組織規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 0 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会組織規則の一部改正について

1 改正理由

北区役所が令和 3 年 2 月 1 日に移転開設することに伴い、北区役所内に所在する北区教育支援センターの所在地を変更するもの。

2 改正内容

北区教育支援センターの位置を下記のとおりとする。

新潟市北区東栄町 1 丁目 1 番 1 4 号

3 施行期日

令和 3 年 2 月 1 日

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会組織規則（平成19年新潟市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第19条の3の表北区教育支援センターの項中「新潟市北区葛塚3197番地」を「新潟市北区東栄町1丁目1番14号」に改める。

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

新潟市教育委員会組織規則(平成19年教育委員会規則第6号)新旧対照表

改正後(案)	現行	備考												
<p>○新潟市教育委員会組織規則 平成19年3月26日教育委員会規則第6号 (教育支援センターの名称等)</p> <p>第19条の3 教育支援センターの名称, 位置及び所管区域は, 次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="237 549 992 756"> <thead> <tr> <th>教育支援センターの名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北区教育支援センター</td> <td>新潟市北区東栄町1丁目1番14号</td> <td>北区の区域</td> </tr> </tbody> </table>	教育支援センターの名称	位置	所管区域	北区教育支援センター	新潟市北区東栄町1丁目1番14号	北区の区域	<p>○新潟市教育委員会組織規則 平成19年3月26日教育委員会規則第6号 (教育支援センターの名称等)</p> <p>第19条の3 教育支援センターの名称, 位置及び所管区域は, 次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1095 549 1850 756"> <thead> <tr> <th>教育支援センターの名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北区教育支援センター</td> <td>新潟市北区葛塚3197番地</td> <td>北区の区域</td> </tr> </tbody> </table>	教育支援センターの名称	位置	所管区域	北区教育支援センター	新潟市北区葛塚3197番地	北区の区域	
教育支援センターの名称	位置	所管区域												
北区教育支援センター	新潟市北区東栄町1丁目1番14号	北区の区域												
教育支援センターの名称	位置	所管区域												
北区教育支援センター	新潟市北区葛塚3197番地	北区の区域												

議案第30号

令和2年11月議会臨時会の議案について

令和2年11月議会臨時会の議案について市長より意見を求められたため、その意見について議決を求める。

令和2年11月20日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

(1) 令和2年度新潟市一般会計補正予算について

【人件費補正】

新潟市人事委員会勧告に基づき改定される職員の特別給について補正する。

市立高校と市立中等教育学校に勤務する県採用の高校籍教員については、新潟県の教育職員への措置内容に準じた取り扱いとなるため、新潟県人事委員会勧告のとおり改定し、影響額を補正する。

・一般職員の給与改定

期末・勤勉手当について、0.05月分引き下げ、4.45月分とする。

・市立高校と市立中等教育学校に勤務する県採用の高校籍教員

期末・勤勉手当について、0.05月分引き下げ、4.40月分とする。

※いずれも、令和2年12月1日から実施予定。

令和2年度 人件費関係補正額調

(単位 千円)

項・目	所管課	補正額			説明	
		職員手当等 (期末・勤勉手当)		共済費		合計
		支給 月数	4.50月分 ⇒4.45月分			
1教育総務費						
2事務局費	教育総務課		△ 3,739	△ 727	△ 4,466 対象者 239人	
2小学校費						
1学校管理費	学校人事課		△ 52,989	△ 9,961	△ 62,950 対象者 2,729人	
3中学校費						
1学校管理費	学校人事課		△ 32,213	△ 6,082	△ 38,295 対象者 1,578人	
4高等学校費						
1学校管理費	学校人事課		△ 3,147	△ 594	△ 3,741 対象者 153人	
5幼稚園費						
1幼稚園管理費	学校人事課		△ 968	△ 182	△ 1,150 対象者 53人	
6特別支援学校費						
1学校管理費	学校人事課		△ 3,140	△ 581	△ 3,721 対象者 158人	
7生涯学習費						
1生涯学習総務費	生涯学習センター		△ 2,977	△ 584	△ 3,561 対象者 175人	
8保健給食費						
1保健給食総務費	保健給食課		△ 482	△ 92	△ 574 対象者 42人	
① 学校管理・生涯学習担当所管分 計 (教育総務課・生涯学習センター)			△ 6,716	△ 1,311	△ 8,027	
	事務局職員		△ 6,716	△ 1,311	△ 8,027 対象者 414人	
② 学校教育担当所管分 計 (保健給食課・学校人事課)			△ 92,939	△ 17,492	△ 110,431	
	事務局職員		△ 482	△ 92	△ 574 対象者 42人	
	学校職員		△ 92,457	△ 17,400	△ 109,857 対象者 4,671人	
①+② 10款 教育費 合計			△ 99,655	△ 18,803	△ 118,458 5,127人	

議案第31号

令和2年12月議会定例会の議案について

令和2年12月議会定例会の議案について市長より意見を求められたため、その意見について議決を求める。

令和2年11月20日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

(1) 令和2年度新潟市一般会計補正予算について

【人件費補正】

前年12月の職員配置等をもとに算定された当初予算人件費を、人事異動を経た今年度の実際の職員配置に合わせて補正するもの。

令和2年度 人件費関係補正額調

(単位 千円)

項・目	所管課	報酬	給料	職員手当等	共済費	合計	説 明
1教育総務費		△ 153,277	179,803	△ 168,850	14,075	△ 128,249	
2事務局費	教育総務課	△ 109,032	179,803	△ 15,013	16,672	72,430	・一般職員 239人 ・会計年度任用職員 68人
	学校人事課			△ 173,746	△ 863	△ 174,609	退職手当, 雇用保険, 労災保険
3教育振興費	学校人事課	△ 39,578		16,149	△ 1,084	△ 24,513	・会計年度任用職員 151人
	学校支援課	△ 5,694		955	△ 650	△ 5,389	・会計年度任用職員 4人
5教育相談センター費	学校支援課	1,027		2,805		3,832	・会計年度任用職員 15人
2小学校費		△ 4,051	△ 44,152	12,272	△ 121,073	△ 157,004	
1学校管理費	学校人事課	17,737	△ 44,152	△ 23,190	△ 76,514	△ 126,119	・一般職員 2,729人 ・会計年度任用職員 221人
	学校支援課	△ 21,788		35,462	△ 44,559	△ 30,885	・会計年度任用職員 271人
3中学校費		△ 3,657	85,398	5,378	△ 54,331	32,788	
1学校管理費	学校人事課	2,325	85,398	△ 3,023	△ 43,485	41,215	・一般職員 1,578人 ・会計年度任用職員 100人
	学校支援課	△ 5,982		8,401	△ 10,846	△ 8,427	・会計年度任用職員 67人
4高等学校費		9,406	△ 15,067	△ 14,434	△ 11,767	△ 31,862	
1学校管理費	学校人事課	9,406	△ 15,067	△ 14,434	△ 11,767	△ 31,862	・一般職員 153人 ・会計年度任用職員 43人
5幼稚園費		△ 18,248	4,285	△ 163	△ 1,196	△ 15,322	
1幼稚園管理費	学校人事課	△ 16,423	4,285	△ 1,160	△ 1,196	△ 14,494	・一般職員 53人 ・会計年度任用職員 22人
	学校支援課	△ 1,825		997		△ 828	・会計年度任用職員 10人
6特別支援学校費		3,300	49,617	13,706	10,533	77,156	
1学校管理費	学校人事課	4,288	49,617	11,766	10,769	76,440	・一般職員 158人 ・会計年度任用職員 9人
	学校支援課	△ 988		1,940	△ 236	716	・会計年度任用職員 11人
7生涯学習費		△ 5,453	6,321	△ 6,477	1,771	△ 3,838	
1生涯学習総務費	生涯学習センター	△ 9,441	6,321	△ 10,651	△ 551	△ 14,322	・一般職員 175人 ・会計年度任用職員 146人
3公民館費	中央公民館	906		1,737	△ 137	2,506	・会計年度任用職員 11人
4図書館費	中央図書館	3,082		2,437	2,459	7,978	・会計年度任用職員 99人
8保健給食費		△ 4,152	9,666	7,806	1,302	14,622	
1保健給食総務費	保健給食課	△ 4,152	9,666	7,806	1,302	14,622	・一般職員 42人 ・会計年度任用職員 1人
3学校給食費	保健給食課	19,723		1,848		21,571	・会計年度任用職員 25人
①学校管理・生涯学習担当所管分 合計		△ 114,485	186,124	△ 21,490	18,443	68,592	(当初予算計上職員数との比較) ・一般職員 +59人 ・会計年度任用職員 △ 45人
②学校教育担当所管分 合計		△ 41,924	89,747	△ 127,424	△ 179,129	△ 258,730	(当初予算計上職員数との比較) ・一般職員 +22人 (うち学校分 +18人) ・会計年度任用職員 △ 25人 (うち学校分 △ 23人)
教育委員会 合計		△ 156,409	275,871	△ 148,914	△ 160,686	△ 190,138	(当初予算計上職員数との比較) ・一般職員 +81人 ・会計年度任用職員 △ 70人 (うち学校分 △ 5人)

【事業費補正】

1 学習用端末整備事業（指導者用端末追加）

(1) 事業概要

市議会5月臨時会において、児童生徒用及び指導者用端末を今年度中に整備するための補正を行ったが、この際に指導者用端末の台数は学級担任数としていた。

GIGAスクール構想の更なる推進のためには、学級担任のみではなく、授業を担当する教員それぞれに配置することが必要であると考え、不足となる台数について補正するもの。

■購入台数

	小学校	中学校	特別支援	合計
調達済台数	1,692	729	71	2,492
追加購入台数	381	570	66	1,017

■不足台数は「買取」で整備を行う

	台数	単価	合計
小学校	381台	56,000円	21,354,000円
中学校	570台	56,000円	31,947,000円
特別支援学校	66台	56,000円	3,699,000円
合計	1,017台		57,000,000円

(2) 一般会計予算補正額

歳出の部 57,000千円

学習用端末整備事業（指導者用端末追加）

歳入の部 57,000千円

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

2 家庭学習のための通信機器整備支援事業

(1) 事業概要

G I G Aスクール構想を推進するため、教育委員会ではタブレット端末 (iPad) を持ち帰り、家庭での学習においても活用することを想定している。

そのため、W i - F i 環境の整備が難しい家庭への支援として、モバイルルーター端末の貸し出しができるよう一斉調達を行うもの。

なお、W i - F i 環境のない家庭については、今後、整備していただくよう周知していく。

購入台数 12,000台

(W i - F i 環境のない児童生徒数10,911台 + 予備1,089台)

(2) 一般会計予算補正額

<u>歳出の部</u>	<u>118,800千円</u>
-------------	------------------

家庭学習のための通信機器整備支援事業

<u>歳入の部</u>	<u>118,800千円</u>
-------------	------------------

公立学校情報機器整備費補助金

3 学校施設修繕等

(1) 事業概要

老朽化した学校施設について、修繕工事を行うもの。

(単位：千円)

学校名	工事内容	事業費	特定財源 (起債)	一般財源
小合東小学校	受変電設備更新工事	17,000	12,700	4,300
岩室小学校	ランチルーム屋根改修工事	6,600	4,900	1,700
大形中学校	体育館屋根改修工事	24,000	18,000	6,000
東新潟中学校	体育館屋根改修工事	6,300	4,700	1,600
合計		53,900	40,300	13,600

児童が急増し今後も増加が見込まれることから、給食の供給能力強化のため厨房機器を入れ替えるもの。

(単位：千円)

学校名	工事内容	事業費	特定財源	一般財源
鳥屋野小学校	給食室厨房機器入替工事	13,500	10,100	3,400

旧太田小学校体育館及びプールの解体を行うもの。

(単位：千円)

学校名	工事内容	事業費	特定財源	一般財源
旧太田小学校	体育館・プール解体	85,000		85,000

(2) 一般会計予算補正額

歳出の部 152,400千円

学校施設修繕等事業

歳入の部 50,400千円

学校施設整備事業債

(一般財源) 102,000千円

繰越明許費設定 152,400千円

4 学校給食センター整備等更新

(1) 事業概要

老朽化した学校給食センターの設備等の更新を行うもの。

(単位：千円)

給食センター名	整備内容	事業費	特定財源 (起債)	一般財源
黒埼学校 給食センター	自動食器洗浄ライン入替	50,000	37,500	12,500
	自動食缶洗浄機入替	17,000	12,700	4,300
	スプーン・はし洗浄機入替	4,800	3,600	1,200
	コンテナ洗浄入替	14,300	10,700	3,600
	蒸気式消毒保管庫入替	29,000	21,600	7,400
亀田学校 給食センター	真空冷却機入替	7,700	5,700	2,000
西川学校 給食センター	業務用大容量冷蔵庫，検査 用冷凍庫入替	3,400	2,500	900
小須戸学校 給食センター	炊飯ライン機入替	10,000	7,500	2,500
	加熱機器入替	4,300	3,200	1,100
合計		140,500	105,000	35,500

(2) 一般会計予算補正額

歳出の部 140,500千円

学校給食センター施設整備事業

歳入の部 105,000千円

給食センター建設事業債

(一般財源) 35,500千円

繰越明許費設定 140,500千円

5 旧かたひがし生活体験館解体事業

(1) 事業概要

旧かたひがし生活体験館は、「潟東地域実行計画」に基づき、令和2年4月1日に廃止した施設。

建物を解体し土地を売却可能な状態に整備するため、所要の費用を計上するもの。

(2) 一般会計予算補正額

歳出の部 33,000千円

旧かたひがし生活体験館解体事業

歳入の部 9,200千円

公民館整備事業債

(一般財源) 23,800千円

繰越明許費設定 33,000千円

【債務負担行為設定】

I C T支援員配置事業

(1) 事業概要

「1人1台端末」等のI C T機器について、日常的なI C T活用の支援を行う「I C T支援員」を配置することで、授業におけるI C T機器の有効活用を図る。

また、支援員は、学校の臨時休業等の緊急時におけるオンライン学習環境の整備においても、教職員を支援する役割を担う存在として期待できる。

令和3年4月より本格的に「1人1台端末」を活用した授業が開始できるよう、今年度中に準備行為を行う必要があるため、債務負担行為設定を行うもの。

配置人数：42人（4校に1人配置）

(2) 一般会計予算補正額

債務負担行為設定 96,000千円

(2) 新潟市立小学校条例の一部改正について

1 改正理由

令和3年4月の新潟市立潟東小学校の新校舎移転に伴い、市立小学校の位置を定める「新潟市立小学校条例」の一部を改正する。

2 改正の内容

新潟市立小学校の位置を定める別表を改正する。

別表中「新潟市立潟東小学校」の位置を「新潟市西蒲区今井1031番地」から移転先の「新潟市西蒲区三方250番地」に改める。

3 施行日

令和3年4月1日

議案第 号

新潟市立小学校条例の一部改正について

新潟市立小学校条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年12月 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市立小学校条例の一部を改正する条例

新潟市立小学校条例(昭和39年新潟市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表新潟市立潟東小学校の項中「新潟市西蒲区今井1031番地」を「新潟市西蒲区三方250番地」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

新潟市立小学校条例(昭和39年新潟市条例第28号)新旧対照表

改正後 (案)	現行	備考																
<p>別表 (第2条関係)</p> <p>小学校の名称及び位置表</p> <table border="1" data-bbox="255 397 1005 603"> <thead> <tr> <th data-bbox="255 397 546 451">名称</th> <th data-bbox="546 397 1005 451">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="255 451 546 505">(略)</td> <td data-bbox="546 451 1005 505">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 505 546 560">新潟市立潟東小学校</td> <td data-bbox="546 505 1005 560">新潟市西蒲区三方250番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 560 546 603">(略)</td> <td data-bbox="546 560 1005 603">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	新潟市立潟東小学校	新潟市西蒲区三方250番地	(略)	(略)	<p>別表 (第2条関係)</p> <p>小学校の名称及び位置表</p> <table border="1" data-bbox="1108 397 1859 603"> <thead> <tr> <th data-bbox="1108 397 1400 451">名称</th> <th data-bbox="1400 397 1859 451">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 451 1400 505">(略)</td> <td data-bbox="1400 451 1859 505">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 505 1400 560">新潟市立潟東小学校</td> <td data-bbox="1400 505 1859 560">新潟市西蒲区今井1031番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 560 1400 603">(略)</td> <td data-bbox="1400 560 1859 603">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	新潟市立潟東小学校	新潟市西蒲区今井1031番地	(略)	(略)	
名称	位置																	
(略)	(略)																	
新潟市立潟東小学校	新潟市西蒲区三方250番地																	
(略)	(略)																	
名称	位置																	
(略)	(略)																	
新潟市立潟東小学校	新潟市西蒲区今井1031番地																	
(略)	(略)																	

(3) 指定管理者の指定について

【新潟市芸術創造村・国際青少年センター】

- 1 候補者 環境をサポートする株式会社きらめき
代表取締役社長 山田 茂孝
新潟市中央区東堀前通6番町1061番地

- 2 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市芸術創造 村・国際青少年セ ンター	新潟市中央区東 堀前通6番町1 061番地	環境をサポートする 株式会社きらめき	令和3年4月1日か ら 令和8年3月31日 まで

指定管理者候補者の選定結果について

新潟市芸術創造村・国際青少年センターについて、指定管理者を公募しておりましたが、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名	新潟市芸術創造村・国際青少年センター
所在地	新潟市中央区二葉町2丁目5932番地7
施設の概要	文化芸術活動の支援、青少年の体験活動及び国際交流活動の支援並びに文化芸術活動を行う者、青少年及び市民相互の交流の推進をすることで、文化芸術の魅力の発信及び創出並びに次代を担う心豊かな青少年の育成をし、もって市民の豊かな生活の実現に資することを目的として設置する施設。
指定管理者申請者評価会議	相庭 和彦 委員 (新潟大学大学院教育実践学研究科教授) 小田 智美 委員 (元 新潟県少年自然の家所長) 霜鳥 彩 委員 (「月刊にいがた」編集長) 新保 史恵 委員 (公益財団法人環日本海経済研究所企画・広報部長) 高野 妙子 委員 (高野妙子税理士事務所代表) 柳沼 宏寿 委員 (新潟大学教育学部教授)
指定管理者(候補者)	環境をサポートする株式会社きらめき 代表者 代表取締役社長 山田 茂孝 住 所 新潟市中央区東堀前通6番町1061番地
指定期間(予定)	令和3年4月1日～令和8年3月31日
選定理由	指定管理者候補者の選定にあたっては、応募が1団体であったため、新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者申請者評価会議において、上記応募者から提出を受けた事業計画書等の資料をもとに、事業計画、事業提案、収支計画等について選定基準に基づき評価を行った。 その後、評価会議における各委員からの意見と評価結果を参考に総合的に検討した結果、上記候補者は、 ・「文化芸術活動支援」と「青少年体験活動推進」の複合施設という本施設の特徴を十分に理解し、各事業提案がなされていること。 ・地域との連携、地域・社会貢献活動の取組みが高く評価できるとともに、安全確保策もきめ細やかであり、管理を安定して行う能力を有していること。 などの理由により、指定管理者としての業務遂行能力を有するとして、指定管理者の候補者に選定することとした。 なお、候補者選定の参考とした評価会議における評価結果は、別表のとおりである。
現在の指定管理状況との主な変更点	文化芸術活動と青少年体験活動の融合事業の開催回数を増やすとともに、隣接する海を利用した青少年向けアクティビティを追加することにより、他の施設との差別化が図られ、以て利用促進につながるものと期待できる。
スケジュール	第1回評価会議 令和2年8月4日 ※仕様書・選定基準・目標管理型評価項目の決定 公募説明会 令和2年9月10日 質問受付 令和2年9月10日～17日 申請書提出 令和2年10月7日まで 事業計画書提出 令和2年10月14日まで 第2回評価会議 令和2年10月26日 今後、市議会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。
所管部署(問い合わせ先)	教育委員会地域教育推進課 (代表) 文化スポーツ部文化政策課 TEL : 025-226-3232 (直通) E-mail : chiiki.edu@city.niigata.lg.jp

【参考】現指定管理期間の評価（平成30年4月～令和3年3月）

指定管理者	環境をサポートする株式会社きらめき
総評	良好な施設サービスの提供を継続している。施設管理が行き届き、利用者が心地よく安全に利用できる環境を提供している。特に、多様な事業の展開により、来館者数が目標を大きく上回ったことは高く評価できる。施設稼働率については目標を達成できなかったが、青少年向け合宿プランの企画など改善に向け工夫を重ねていることから、指定管理者として良と評価する。

別表（評価結果）

選定基準・評価項目	配点	候補者
施設の平等利用が確保されること		
事業理念・事業方針、申請の動機	5点	4.50点
施設の管理方法	5点	4.33点
施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られること		
文化芸術活動支援への取組み	10点	8.67点
青少年体験活動推進への取組み	10点	9.00点
ニーズの把握に向けた取組み及び管理運営への反映	10点	7.67点
複合施設の特性を活かした取組み	5点	5.00点
情報発信・広報、国際交流、新潟市の魅力を向上させる取組み	5点	3.83点
利用の促進、稼働率アップの取組み	10点	8.33点
施設の管理運営、予算の範囲内での適正な執行、管理経費削減の取組み	10点	8.33点
市民との協働、地域との連携に向けた取組み	5点	4.67点
事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること		
団体の財務状況	5点	4.33点
組織体制、人材育成、雇用・労働条件、ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組み	5点	4.50点
安全確保、災害発生時の対応、事故防止や発生時などの緊急対応	5点	4.83点
環境保護、地域・社会貢献活動の取組み	5点	4.83点
事務の適正な執行、関係法令の遵守、守秘義務の徹底、個人情報保護の取組み	5点	4.67点
合計	100点	87.50点

※点数は、評価会議の委員6名の平均

※（小数点第3位四捨五入）

新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者候補者 事業計画書・収支計画書 概要

団体名	環境をサポートする株式会社きらめき
施設の平等利用が確保されること	
事業理念・事業方針、申請の動機	<p>(ア) 事業理念 「文化芸術活動」と「青少年体験活動」のさらなる融合 市民がいきいきと暮らし、心豊かな子どもを育む新潟市独自の“ふれあいの場”を創出します</p> <p>(イ) 事業方針 基本方針Ⅰ 平等利用とコンプライアンス 基本方針Ⅱ 学校利用の更なる促進 基本方針Ⅲ 『水と土の芸術祭』の理念を継承した事業展開 基本方針Ⅳ 「にいがたアドベンチャー（NA）を主軸とした体験活動</p> <p>(ウ) 申請の動機 今まで培ったノウハウやネットワークを活用し、更なる「文化芸術活動」と「青少年体験活動」の融合により新潟市文化創造交流都市ビジョン及び教育ビジョンに寄与できると考えたため</p>
施設の管理方法	<p>(ア) 施設の平等利用の確保</p> <p>(イ) 子供たちの居場所として安心・安全・快適な環境の提供</p> <p>(ウ) 高齢者や小さな子供・障がい者を意識した取り組み（バリアフリー等）</p>
施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られること	
文化芸術活動支援への取り組み	<p>(ア) アーティストインレジデンス a. 「さっぽろ天神山アートスタジオ」他AIR施設、「小須戸ARTプロジェクト」等地元団体との連携 b. レザルティスへの継続加入、招聘プログラム選定委員会の設置 c. 「みずつちサポーターズ」「KYAF」と連携した創作活動支援</p> <p>(イ) 市民交流事業 a. AIR及び地域の文化芸術団体による市民交流活動の実施 b. 「水と土の文化ギャラリー」での企画展</p> <p>(ウ) 付帯業務 a. 活動記録集の作成 b. 「異人池の会」への継続加入（ネットワークの構築）</p>
青少年体験活動推進への取り組み	<p>(ア) NAを中心とした人間関係づくりプログラムの進化（NA指導者の増員）</p> <p>(イ) 海でのアクティビティの追加</p> <p>(ウ) アート体験キャンプ（「文化芸術活動」との融合促進）</p> <p>(エ) 防災デイキャンプ（地域との連携、防災意識の向上）</p> <p>(オ) 新潟青陵大学ボランティアセンターとの連携（ネットワークの拡大）</p>

ニーズの把握に向けた取組み及び管理運営への反映	<p>(ア) アンケートの実施</p> <p>(イ) 第三者評価委員会の設置</p> <p>(ウ) 現場スタッフミーティング、定例会（所管課との協議会）の実施</p>
複合施設の特徴を活かした取組み	<p>(ア) AIRによる「青少年体験活動」融合企画</p> <p>a. アート体験キャンプ（再掲）</p> <p>b. 滞在アーティストによる選択プログラム提供</p> <p>(イ) 地域の文化芸術団体と連携した「青少年体験活動」との融合企画</p> <p>a. にいがた花絵プロジェクト in ゆいぽーと</p> <p>b. 明後日朝顔プロジェクト in ゆいぽーと</p> <p>c. ゆいぽーと感謝祭「ふたば彩」</p>
情報発信・広報、国際交流、新潟市の魅力を向上させる取組み	<p>(ア) 情報発信・広報</p> <p>a. 2か国語以上のHPとパンフレットの作成</p> <p>b. SNSによる情報発信（2か国語）</p> <p>c. 新潟市教育委員会、「アーツカウンシル新潟」「異人池の会」と連携した情報発信</p> <p>(イ) 新潟市の魅力を向上させる取組</p> <p>a. 海でのアクティビティの拡大（再掲）</p> <p>b. 二葉アーツスクール「めだかの学校」での新潟文化講座</p> <p>c. 新潟の文化芸術団体による企画展</p>
利用の促進、稼働率アップの取組み	<p>(ア) 学校への働きかけ</p> <p>a. 2日間滞在型研修へのシフト（減免団体のため料金変わらず）</p> <p>b. 校長会等でのアピール</p> <p>c. 学校別プランの作成</p> <p>d. イベントチラシを学校へ配布</p> <p>(イ) ゆいぽーと合宿プランによる新規開拓</p> <p>(ウ) 冬期間研修室の学習室利用</p> <p>(エ) 冬期稼働率対策としての感謝祭開催</p>
施設の管理運営、予算の範囲内での適正な執行、管理経費削減の取組み	<p>(ア) PM，施設管理長の配置</p> <p>(イ) 新型コロナウイルス他 感染症対策強化</p> <p>(ウ) 自主事業費からの維持管理費充当</p>
市民との協働、地域との連携に向けた取組み	<p>(ア) 関係団体との協議</p> <p>(イ) 文化芸術活動支援事業における市民協働</p> <p>a. 市民プロジェクトとの連携</p> <p>b. みずつちサポーターズ、KYAFによる芸術家支援活動</p> <p>c. 「アーツカウンシル新潟」「異人池の会」との連携</p> <p>(ウ) 地域コミュニティ活動</p> <p>a. 防災への取組</p> <p>b. 自治会と連携したコミュニティ菜園</p> <p>c. 近隣こども園、幼稚園と連携したコミュニティ花壇</p> <p>d. 青少年登録団体によるボランティア活動</p>

事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること

団体の財務状況	③	安全性	収益性	その他			
	財	流動比率	143.7%	売上高総利益率	5.5%	現預金月商比率	76.0%
	務	当座比率	140.8%	売上高経常利益率	0.6%	固定長期適合率	77.7%
	指	自己資本比率	52.8%	自己資本利益率	2.3%	売上高伸び率	-2.0%
	標	固定比率	97.6%	総資本経常利益率	2.1%	経常利益伸び率	-52.1%
組織体制、人材育成、雇用・労働条件、ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組み	<ul style="list-style-type: none"> a. 館長には学校長経験者を配置、その他社会教育主事（非常勤）を配置 b. 業務責任者として統括ディレクター（文化芸術活動支援ディレクター）を配置 c. その他業務管理者としてアソシエート・ディレクター1名、AD2名を配置 d. 施設管理責任者として施設管理長（非常勤）を配置 						
安全確保、災害発生時の対応、事故防止や発生時などの緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 安全対策 <ul style="list-style-type: none"> a. 24時間管制センター b. 1日4回の施設巡回 c. マニュアル整備と研修 (イ) 災害対策 <ul style="list-style-type: none"> a. 避難経路の明確化 b. 県外業者とのBC協定 						
環境保護、地域・社会貢献活動の取組み	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 継続的省エネ活動と民間助成金を利用した植樹、植栽活動 (イ) 環境啓発事業、教育 (ウ) データの電子化 						
事務の適正な執行、関係法令の遵守、守秘義務の徹底、個人情報保護の取組み	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 施設内に事務局を設置、本社指定管理者事業部と役割分担 (イ) コンプライアンスの徹底、反社会的勢力への対応、県最低賃金の遵守 (ウ) 守秘義務の徹底、個人情報保護方針、研修の実施 						

収支計画書 ・単位：千円

・（ ）は指定期間トータルの額

収入			支出		
・指定管理料	56,704	(283,520)	・人件費	33,891	(169,454)
・その他収入	746	(3,730)	・管理費	15,098	(75,225)
・自主事業	2,365	(11,825)	・事務費	2,978	(14,892)
・雑収入	600	(1,800)	・事業費	8,448	(41,304)
計	60,415	(300,875)	計	60,415	(300,875)

報 告

令和2年度成人式の開催について

- 1 日時及び内容 令和3年1月10日(日)
※感染症対策のため2部制で実施
【第1部】11:30 開場、12:30 開式 (13:00 終了予定)
【第2部】14:00 開場、15:00 開式 (15:30 終了予定)
市長祝辞、市議会議長祝辞、二十歳の主張など
- 2 会 場 朱鷺メッセ・新潟コンベンションセンター 展示ホール
(新潟市中央区万代島6-1)
- 3 主 催 新潟市、新潟市教育委員会
- 4 新成人対象者 平成12年4月2日～平成13年4月1日までに生まれた人
対象者 約7,310人
参加者 約4,000人(昨年度の参加率からの推計)
※1回(部)あたり2,000人×2回
- 5 来賓・主催者
 - ・来賓：市議会議長、文教経済常任委員会委員、教育委員、社会教育委員
 - ・主催者：市長、教育長
 - ・事務局：教育委員会職員、市長部局職員
- 6 運 営 体 制
 - ・事業者：教育委員会地域教育推進課
 - ・受託者：(株)新宣・サップセキュリティ共同事業体
 - ・協力者：新潟県警新潟警察署、佐渡汽船、新潟交通、他
 - ・運営主体：新潟市成人式実行委員会
- 7 広 報 関 係
 - ・市内に住民票を有する新成人対象者には、12月中旬に案内はがきを送付
 - ・令和3年1月3日(日)号市報にいがたに開催案内
- 8 そ の 他
 - ・ご来賓関係者には、12月上旬に式典案内状を発送。

新潟市のいじめ対応 ~ いじめはどの学校にも どの学級にも どの子にも起こりうる ~ いじめの定義の理解と未然防止・早期発見・適切な対応

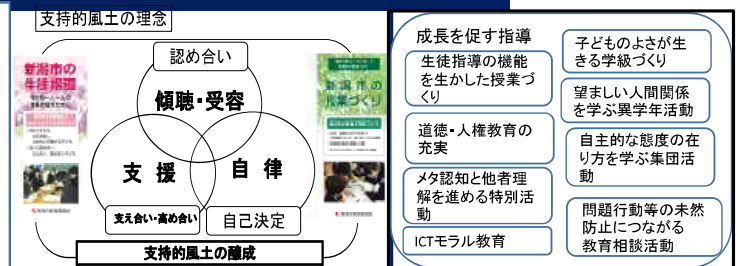
いじめの定義の徹底的な周知

- ・いじめの認知と対応に対する校内研修の実施
- ・全職員参加型の各校基本方針の見直し
- ・教員・保護者・地域を対象としたいじめフォーラムの開催

いじめを生まない人間関係づくりと支持的風土づくり

→ シート3参照

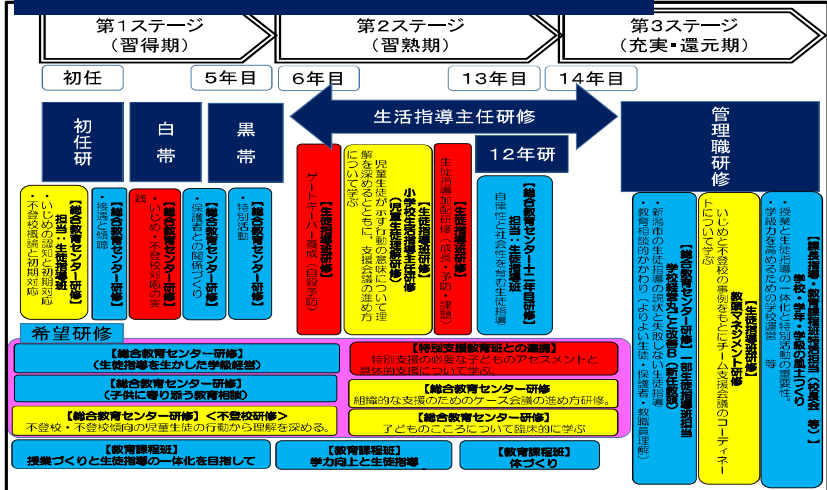
- 実態に応じた人間関係づくり
- ・いじめ防止プログラム
 - ・ソーシャルスキルトレーニング
 - ・ライフスキルトレーニング
 - ・構成的グループエンカウンター
 - ・ピア・サポート 等



いじめ対応への教職員の力量UP

→ シート2参照

教職キャリアステージ別の教職員研修



いじめの定義の理解

いじめの定義の徹底的な周知
いじめ対応への教職員の力量UP

いじめの未然防止

いじめを生まない
人間関係づくり・支持的風土づくり

いじめの早期発見

日常の観察
アンケート等の活用
小さいいじめも認知
こまめな記録の積み重ね
教育相談体制の充実

いじめへの適切な対応

- いじめの初期対応の徹底
- ・事実確認、情報収集
 - ・課題解決の方針を共通理解
 - ・支援と指導
 - ・経過観察
 - ・教育委員会との連携

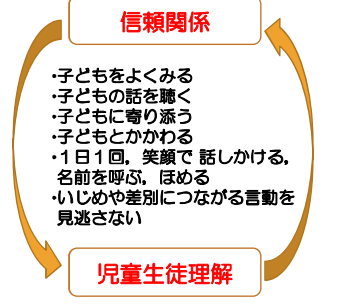
日常の観察とアンケート等の活用

→ シート4参照

いじめアンケート

- ・記入の際に、特定の子どもだけが鉛筆を動かすことの無いように、〇×式に工夫
- ・具体的ないじめの事例を挙げて、児童生徒がいじめを訴えやすいように工夫
- ・目的に応じて、匿名式・無記名式を選択したり、自宅に記入させたりする
- ・市立全校が、同じアンケート項目で、年3回以上実施する
- ・複数の目で即日チェック
- ・記録の保管
- 原本は卒業まで
- 資料は卒業後5年間

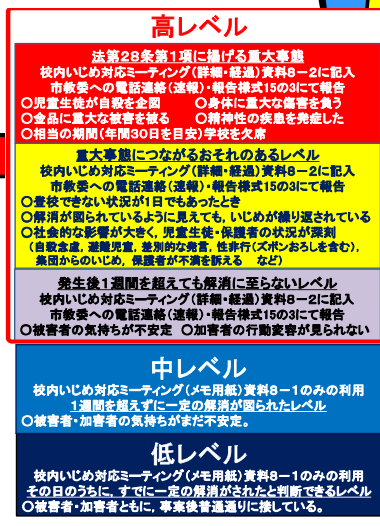
多面的な児童生徒理解に基づく信頼関係



教育委員会との連携

→ シート5参照

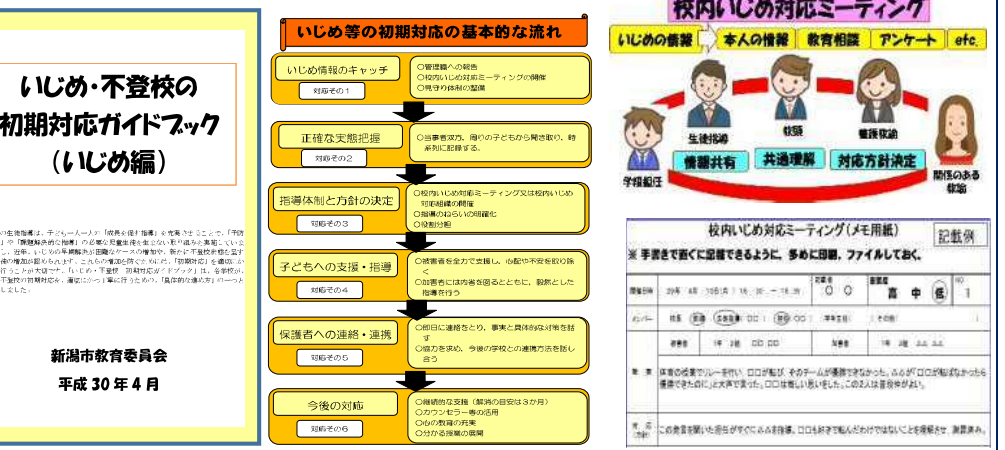
- ・年3回、いじめの認知数と解消状況の独自調査
- ・高レベルのいじめ認知については即日教育委員会へ報告し指導主事より指導・支援を実施(指導主事は、状況に応じて児童生徒や保護者との面談を実施)
- ・児童生徒や保護者に対して直接サポートする、スーパーサポートチーム(SST)の派遣
- ・SSWの派遣
- ・関係機関との連携

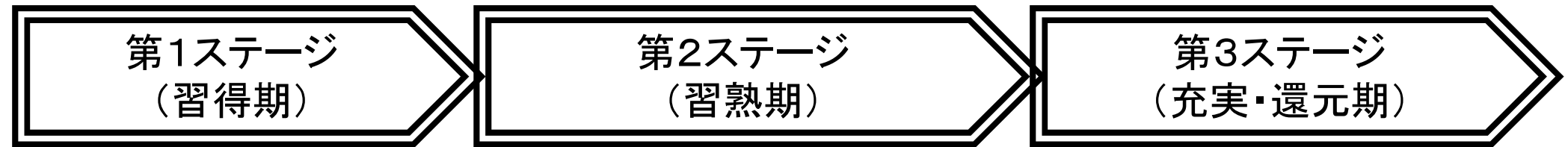


いじめへの適切な対応の徹底

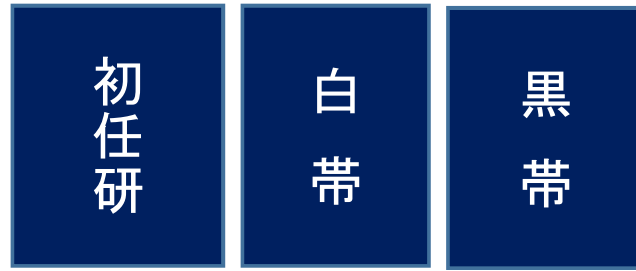
→ いじめ初期対応ガイドブック参照

- ・いじめ初期対応ガイドブックの全職員への配付と、実施のための活用研修の実施

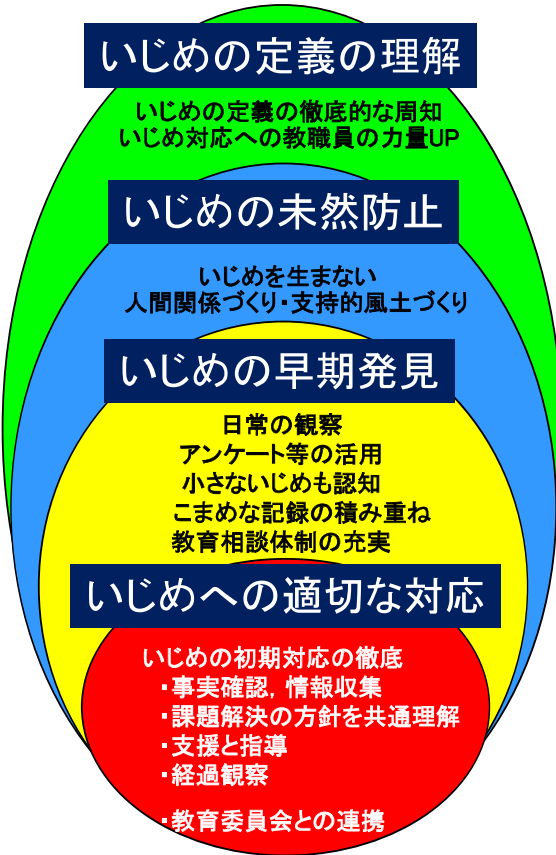




初任 5年目 6年目 13年目 14年目



- ・いじめの認知と対応に対する校内研修の実施
- ・全職員参加型の各校基本方針の見直し
- ・教員・保護者・地域を対象としたいじめフォーラムの開催

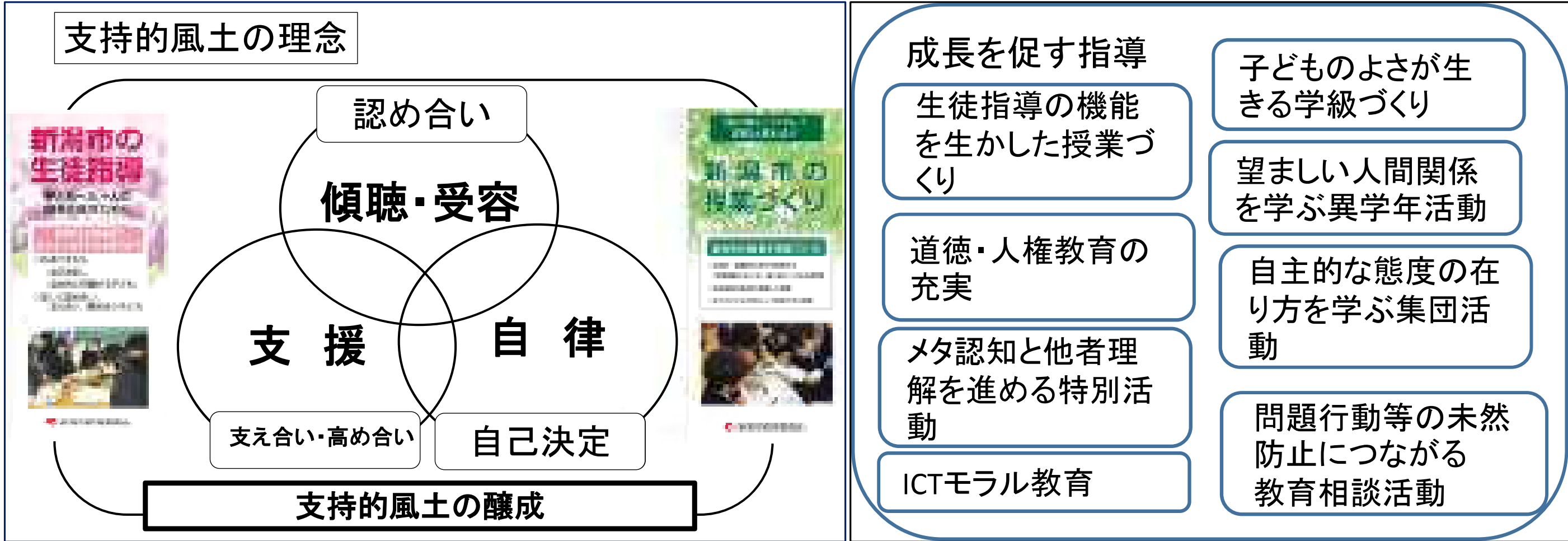


- 【総合教育センター研修】
担当：生徒指導班
・いじめの認知と初期対応
・不登校概論と初期対応
- 【総合教育センター研修】
・接遇と傾聴
- 【総合教育センター研修】
実践
・いじめ・不登校対応の実践
- 【総合教育センター研修】
・保護者との関係づくり
- 【総合教育センター研修】
・特別活動

- ゲートキーパー養成(自殺予防)
- 【生徒指導班研修】
小学校生活指導主任研修
(児童生徒理解研修)
- 【生徒指導班研修】
生徒指導加配研修(成長・予防・課題)
- 【総合教育センター12年目研修】
担当：生徒指導班
自律性と社会性を育む生徒指導

- 【校長指導・教育課程班特活担当(校長会等)】
学校・学年・学級の風土づくり
・授業と生徒指導の一体化と特別活動の重要性。
・学級力を高めるための学校運営等
- 【生徒指導班研修】
教頭マネジメント研修
いじめと不登校の事例をもとにチーム支援会議のコーディネーターについて学ぶ
- 【総合教育センター研修】一部生徒指導班担当
学校経営(丸ごと改善B)(新任教頭)
・新潟市の生徒指導の現状と失敗しない生徒指導
・教育相談のかかわり(よりよい生徒・保護者・教職員理解)

- 希望研修**
- 【総合教育センター研修】
(生徒指導を生かした学級経営)
 - 【総合教育センター研修】
(子供に寄り添う教育相談)
 - 【総合教育センター研修】<不登校研修>
不登校・不登校傾向の児童生徒の行動から理解を深める。
 - 【特別支援教育班との連携】
特別支援の必要な子どものアセスメントと
具体的支援について学ぶ。
 - 【総合教育センター研修】
組織的な支援のためのケース会議の進め方研修。
 - 【総合教育センター研修】
子どものころについて臨床的に学ぶ
 - 【教育課程班】
授業づくりと生徒指導の一体化を目指して
 - 【教育課程班】
学力向上と生徒指導
 - 【教育課程班】
体づくり



いじめアンケート

記入の際に、特定の子どもだけが鉛筆を動かすことの無いように、○×式に工夫

具体的ないじめの事例を挙げて、児童生徒がいじめを訴えやすいように工夫

目的に応じて、記名式・無記名式を選択したり、自宅で記入させたりする

市立全校が、同じアンケート項目で、年3回以上実施する

複数の目で即日チェック

記録の保管
 ・原本は卒業まで
 ・資料は卒業後5年間

資料6-1

【例】「こまっていることはないかな？」アンケート〔小学校低学年〕

ねん くみ ばん なまえ _____

●月●日～●月●日のあいだで、あなたがこまったことについておしえてください。

1〔ぜんいん〕
 ともだちから下のようなことをされて、「いやだなあ」「いたいなあ」とおもったことがありましたか。(あったら○、なかったら×)

できごと	○・×
からかわれたり、わる口やいやなことをいわれた。 <small>たとえば…「バカ」「しね」などといわれた。いやなあだ名をつけられた。</small>	
なかまはずれや、みんなからむしされた。 <small>たとえば…ひる休みに、あそびのグループに入れてもらえなかった。</small>	
かるくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 <small>たとえば…すれちがうときに、からだをぶつけられたり、足をかけられたりした。</small>	
ひどくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 <small>たとえば…せなかをつよくたたかれた。足をつよくけられた。</small>	
お金やものをむりやりとられた。 <small>たとえば…「ちょうだい」「かして」としつこくいわれて、じぶんのものをとられた。</small>	
ものをかくされたり、ぬすまれたり、こわされたりした。 <small>たとえば…つくえの中からじぶんのものをかかってにとられた。くつをかくされた。</small>	
いやなこと、きけんなことをされたり、させられたりした。 <small>たとえば…ズボン下ろしをされた。ひとのもちものをじぶんだけがもたされた。</small>	
パソコンやスマホで、いやなことを書かれたりされたりした。 <small>たとえば…じぶんの名まえやしゃしん、わる口を、かってにながされた。</small>	
その他 <small>このほかに、「いやだなあ」「いたいなあ」とおもうようなことをされた。</small>	

2〔1で○をつけた人だけ〕
 こまったことは今もつづいていますか。(どちらかの〔 〕に○)
 まだつづいているものがある〔 〕 つづいていない〔 〕

3〔ぜんいん〕
 いやなことをいわれたりされたりして、こまったりなやんだりしている友だちはいますか。(どちらかの〔 〕に○)
 いる〔 〕 いない〔 〕

ありがとうございました。こまったことや、なやんでいることがあったら、たんじんの先生やほけんしつ先生に、いつでもそうだんしてください。

高レベル

法第28条第1項に掲げる重大事態

校内いじめ対応ミーティング(詳細・経過)資料8-2に記入
市教委への電話連絡(速報)・報告様式15の3にて報告

- 児童生徒が自殺を企図
- 身体に重大な傷害を負う
- 金品に重大な被害を被る
- 精神性の疾患を発症した
- 相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席

重大事態につながるおそれのあるレベル

校内いじめ対応ミーティング(詳細・経過)資料8-2に記入
市教委への電話連絡(速報)・報告様式15の3にて報告

- 登校できない状況が1日でもあったとき
- 解消が図られているように見えても、いじめが繰り返されている
- 社会的な影響が大きく、児童生徒・保護者の状況が深刻
(自殺念慮, 避難児童, 差別的な発言, 性非行(ズボンおろしを含む),
集団からのいじめ, 保護者が不満を訴える など)

発生後1週間を超えても解消に至らないレベル

校内いじめ対応ミーティング(詳細・経過)資料8-2に記入
市教委への電話連絡(速報)・報告様式15の3にて報告

- 被害者の気持ちが不安定
- 加害者の行動変容が見られない

中レベル

校内いじめ対応ミーティング(メモ用紙)資料8-1のみの利用
1週間を超えずに一定の解消が図られたレベル

- 被害者・加害者の気持ちがまだ不安定。

低レベル

校内いじめ対応ミーティング(メモ用紙)資料8-1のみの利用
その日のうちに、すでに一定の解消がされたと判断できるレベル

- 被害者・加害者ともに、事案後普通通りに接している。

